

第48号議案

蒲郡市空き家等適正管理条例の制定について

蒲郡市空き家等適正管理条例を、次のように制定するものとする。

平成25年6月12日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市空き家等適正管理条例

別紙のとおり

提案理由

空き家等の適正な管理について必要な事項を定めるため提案する。

蒲郡市空き家等適正管理条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し、市、市民及び所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、倒壊や火災等の事故、犯罪等を未然に防止し、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物（以下「建物等」という。）で、現に人が使用していないもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 空き家等が次のいずれかに該当する状態をいう。
 - ア 建物等の老朽化が著しく、倒壊のおそれがあること。
 - イ 台風等の自然災害により建物等又はその建築材料が脱落し、若しくは飛散するおそれがあること。
 - ウ 火災の予防上危険な場所になること。
 - エ 交通の障害になること。
 - オ 青少年の非行行為の防止上好ましくない場所になること。
 - カ 廃棄物の不法投棄場所になること。
 - キ 野犬、野良猫等の住家になること。
 - ク 病虫害又は悪臭の発生場所になること。
 - ケ アからクまでに掲げるもののほか、周辺の住環境を著しく損なうこと。
- (3) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 所有者等 空き家等の所有者、管理者又は占有者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民及び所有者等に対して、空き家等の適正な管理に関する知識の普及及び意識の向上について、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、空き家等が管理不全な状態となることを未然に防止するために、必要な施策を実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、市内に管理不全な状態の空き家等が増えることにより、倒壊や火災等の事故、犯罪等又は環境上多くの社会的問題が生じ、市内の活気が失われることを認識し、空き家等の適正な管理に努めなければならない。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう、常に空き家等を適正に管理しなければならない。

(情報提供)

第6条 市民は、管理不全な状態の空き家等を発見したときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。

(実態調査)

第7条 市長は、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の実態について調査を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、当該所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

(立入調査)

第8条 市長は、この条例の適用に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合において、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(緊急安全措置)

第9条 市長は、管理不全な状態である空き家等により、人の生命若しくは身体又は財産に危険な状態が切迫していると認められるときは、所有者等の同意を得て、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）をとることができる。この場合において、市長は、緊急安全措置に要した費用を当該所有者等に請求することができる。

2 市長は、緊急安全措置を実施するときは、当該所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 緊急安全措置の実施概要
- (2) 緊急安全措置の概算費用
- (3) 緊急安全措置に係る当該所有者等の費用負担

(4) その他市長が必要と認める事項

(助言又は指導)

第10条 市長は、空き家等が管理不全な状態である場合は、所有者等に対し管理方法の改善その他必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第11条 市長は、前条の規定による助言又は指導にもかかわらず、空き家等の管理不全な状態が改善されない場合は、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告に従わない所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(代執行)

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等がその措置を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが第1条の目的に著しく反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

(関係機関への協力要請)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に協力を要請することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。